

平成30年度の入札・契約制度の改善について

1 建設工事に係る最低制限価格の設定方法の変更について

建設工事に係る最低制限価格の設定方法を、ダンピング受注防止の観点から、中央公共工事契約制度連絡協議会の平成29年3月の改正モデルに合わせる改正を行う。

(1) 概要

ア 現行：最低制限価格＝直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55

イ 改正後：最低制限価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55

※最低制限価格の範囲（予定価格の7割から9割まで）は従前どおり。

(2) 実施時期

平成30年4月1日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

2 建設工事のうち一部の工種における最低制限価格の算定方法の変更について

工事の品質確保及びダンピング受注防止の観点から、建設工事のうち一部の工種における本市の最低制限価格の算定方法を、国・兵庫県の規定に合わせる改正を行う。

(1) 概要

ア 現行

積算の種別	「直接工事費」に相当する額	「共通仮設費」に相当する額	「現場管理費」に相当する額	「一般管理費等」に相当する額
全ての工事	【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】

イ 改正後

積算の種別	「直接工事費」に相当する額	「共通仮設費」に相当する額	「現場管理費」に相当する額	「一般管理費等」に相当する額	備考
ア 一般土木工事	【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】	現行の本市の取扱いと同じ
イ 建築工事、建築設備工事	一般工事 【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10 ＋【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】	
	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 【直接工事費(営繕基準)】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×2/10＋ 【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】	
ウ 土木(鋼橋製作の工場製作)	【直接工事費】	【間接労務費】	【工場管理費】	【一般管理費等】	国の特例
エ 土木(電気)	一般工事 【直接製作費】＋ 【直接工事費】 ただし、 【直接製作費】＝ 「機器費」×6/10	【間接労務費】＋ 【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】＝ 「機器費」×1/10	【工場管理費】＋ 【現場管理費】＋ 【機器間接費】 ただし、 【工場管理費】＝ 「機器費」×2/10	【一般管理費等(機器費)】＋ 【一般管理費等(工事費)】 ただし、 【一般管理費等(機器費)】＝ 「機器費」×1/10	
	鉄塔・反射板工事 【工場塗装費】＋ 【材料費】＋【製作費】＋ 【直接工事費(架設工事原価)】 ただし、 【材料費】＋【製作費】＝ 「鉄塔製作費」×6/10	【間接労務費】＋ 【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】＝ 「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】＋ 【現場管理費】 ただし、 【工場管理費】＝ 「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】	
オ 土木 機械設備工事	【直接製作費】＋ 【直接工事費】	【間接労務費】＋ 【共通仮設費】	【工場管理費】＋ 【現場管理費】＋ 【据付間接費】＋ 【設計技術費】	【一般管理費等】	兵庫県独自の取扱い
カ 下水道(電気設備工事、機械設備工事)	【機器費】×6/10＋【直接工事費】	【機器費】×1/10＋【共通仮設費】	【機器費】×2/10＋ 【現場管理費】＋ 【据付間接費】＋ 【設計技術費】	【機器費】×1/10 ＋【一般管理費等(工事費)】	

(2) 実施時期

平成30年4月1日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

3 主観数値の評価項目の追加について

市内の建設業者の格付けは、建設業者の施工能力や経営状況などを客観的指標で評価する経営事項審査の総合評定値（客観数値）に、本市が定める数値（主観数値）を加減した数値で行っているが、今回、主観数値の評価項目に『経済産業省が実施する「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の顕彰制度において、認定を受けた場合』を追加する。

(1) 概要

企業における従業員の健康管理や健康づくりを推進するため、経済産業省が実施する「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の顕彰制度において、認定を受けていることを要件として5点を加算する。

(2) 実施時期

平成30年4月1日（同日以降の申請を随時受付）

(3) その他

尼崎市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要綱の評価項目の改正についても併せて行う。

(参考)

主観数値の評価項目

ISO 9001	ISO 14001 ※1	エアアクション 21 ※1	障害者雇用	保護観察対象者等雇用 ※2	協力雇用主 ※2	災害時応援協定	男女共同参画推進	若年技術職員の育成及び確保	健康経営銘柄・健康経営優良法人
+10	+10	+10	+10	+10	+5	+5	+5	+5	+5

※1、※2は、それぞれどちらか一方のみ

4 尼崎市建設工事指名業者選定基準における市内業者の取扱いについて

尼崎市公共調達基本条例において、市内業者に対し優先的に発注するよう努めるものとしている。この趣旨を踏まえ、尼崎市建設工事指名業者選定基準を改正する。

(1) 概要

指名競争入札を執行する場合に、準市内業者・市外業者を選定する前に、A～D等級のうち、C等級及びD等級について、隣接等級から順に全ての事業者を指名できるよう改正する。

なお、A等級及びB等級については、施工品質確保の観点から、現行どおり当該等級及び隣接等級の事業者を指名対象とする。

(2) 実施時期

平成30年4月1日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

指名の方法の運用基準（第2条関係） <small>（平成30年4月1日改正）</small>		指名の方法の運用基準（第2条関係） <small>（平成28年6月1日改正）</small>	
指名基準項目	運用基準	指名基準項目	運用基準
1 選定基準	選定に際しての順位は、原則として次によるものとする。 A等級工事 (1) A等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) A等級に格付けされた準市内業者 (4) A等級に格付けされた市外業者 B等級工事 (1) B等級に格付けされた市内業者 (2) A等級に格付けされた市内業者 (3) C等級に格付けされた市内業者 (4) B等級に格付けされた準市内業者 (5) B等級に格付けされた市外業者 C等級工事 (1) C等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) D等級に格付けされた市内業者 (4) <u>A等級に格付けされた市内業者</u> (5) C等級に格付けされた準市内業者 (6) C等級に格付けされた市外業者 D等級工事 (1) D等級に格付けされた市内業者 (2) C等級に格付けされた市内業者 (3) <u>B等級に格付けされた市内業者</u> (4) <u>A等級に格付けされた市内業者</u> (5) D等級に格付けされた準市内業者 (6) D等級に格付けされた市外業者	選定に際しての順位は、原則として次によるものとする。 A等級工事 (1) A等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) A等級に格付けされた準市内業者 (4) A等級に格付けされた市外業者 B等級工事 (1) B等級に格付けされた市内業者 (2) A等級に格付けされた市内業者 (3) C等級に格付けされた市内業者 (4) B等級に格付けされた準市内業者 (5) B等級に格付けされた市外業者 C等級工事 (1) C等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) D等級に格付けされた市内業者 (4) C等級に格付けされた準市内業者 (5) C等級に格付けされた市外業者 D等級工事 (1) D等級に格付けされた市内業者 (2) C等級に格付けされた市内業者 (3) D等級に格付けされた準市内業者 (4) D等級に格付けされた市外業者	
2～10 略	略	2～10 略	略

(以 上)